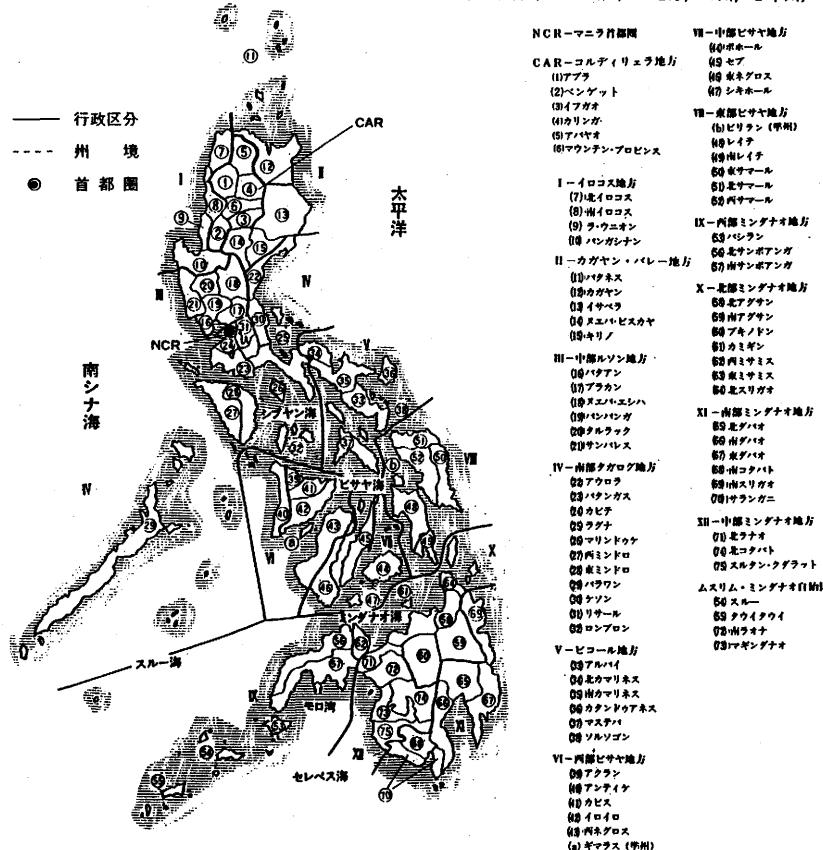


第1章

フィリピンの憲法制度

フィリピン共和国	宗 教	ローマ・カトリック教、ほかにフィリピン独立教会、イスラーム教、プロテスント
面 積 30万km ²		
人 口 7190万人（1996年央推計）	政 体	共和制
首 都 マニラ首都圏	元 首	フィデル・V・ラモス大統領
言 語 フィリピノ語（通称カタログ語） ほかに公用語として英語	通 貨	ペソ（1米ドル=26.216ペソ、1996年平均）
	会計年度	暦年に同じ

行政区分（I首都圏、II自治区、13地方、75州、2準州）



序

フィリピンではローマ法、コモン・ロー、そしてイスラム法という三つの世界の法体系が出会い、融合あるいは並存している。ローマ法は1565年以降の300余年にわたるスペインの植民地支配によりスペイン法を通して導入され、コモン・ローは1898年以降のアメリカの植民地支配により導入された。そして、イスラム法はミンダナオ島において一般法と衝突しないかぎりにおいてその効力が認められるという形で並存している⁽¹⁾。

ローマ法とコモン・ローの混交という点でスリランカとともに他の東南アジア諸国とは異なった興味ある特徴をフィリピンは有しているのである⁽²⁾。

I 法の歴史と体系

1. 法制史

フィリピン法の歴史を、(1)スペイン植民地化以前の時代、(2)スペイン植民地時代（1565年から1898年）、(3)アメリカ植民地時代（1898年から1935年）、(4)コモンウェルス時代（1935年から1946年）、(5)独立後の時代（1946年以降）に分けて述べていくこととする。

(1) スペイン植民地化以前の時代

スペインに植民地支配される以前に、フィリピンに住んでいた人々はフィリピン人という自覚を有していなかった⁽³⁾。30から100の家族からなるバランガイ（barangay）と呼ばれる集団が政治的な単位であり、その規模は一般的に小さかった。バランガイ社会は概ね自給自足的な農業制度をもつ原始的経済単位であった⁽⁴⁾。

当時の社会階級は三つの階層から成り立っていた。第1に、タガログ語で maharlika と呼ばれる社会の上層部を占める階層である。それはバランガイの首長 (datu) とその家族や親戚から構成される。彼らは強い政治的権力と高い社会的特典を有する。第2に、timanas と呼ばれる自由民である。自由な人として生まれたか、または解放された奴隸、およびその子どもから構成される。家、土地、財産を所有した。首長が戦争や狩猟に行くとき随行した。第3に、alipin と呼ばれる出生、相続、戦争、借金、売買、犯罪によって隸属民となった者である。隸属民は、売買、婚姻、解放等により自由人になりました⁽⁵⁾。当時の首長、自由民、隸属民という存在は、本当の意味の階級を意味していなかった。首長は管理者であって専制的な支配者ではなかった。隸属民は一般に温かい取扱いを受けて労働に従事した。階層も固定的なものではなかった⁽⁶⁾。

当時、フィリピン諸島を一つの国家に統合するほど十分に強力な首長は存在しなかった⁽⁷⁾。

スペイン植民地化以前の時代に、中央集権的な国家はフィリピンに存在していなかったので国家法も成立していなかった。ugali と呼ばれる慣習法があり、世代から世代へ口頭で伝えられた。一方、成文法は必要に応じて長老の力を借りて首長によって公布された。バランガイの首長は法律を作りたいときは長老を招集し、はかり、議論するのである。協議会が提案を承認したとき、首長は umalohokan と呼ばれるバランガイのふれ役を呼び出し、新しい法律を人々に知らせるためにコミュニティをふれ回るように命令する。umalohokan は片手に鈴を持ちバランガイに行き人々の注意をひきつけて新しい法律の内容を告知する。これによってその法律は効力を有するようになる。

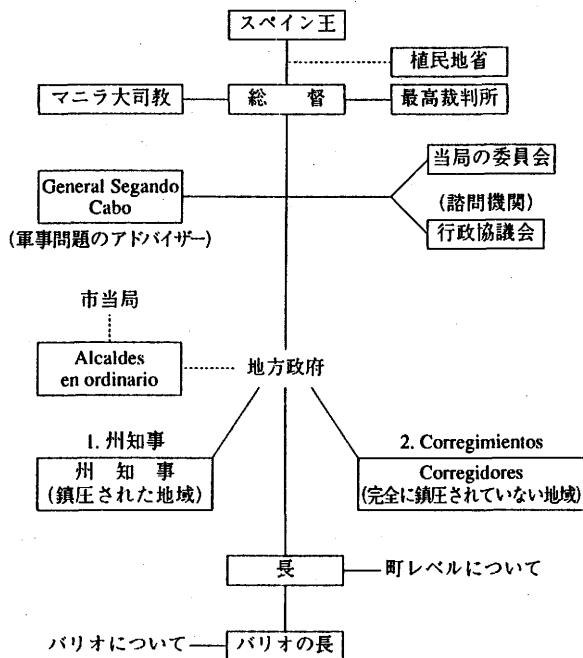
バランガイ裁判所があり、裁判長としての首長と裁判官としての長老から構成される。裁判では原告と被告の双方は各自立証し、より信頼しうる証拠や証人を提出した側が勝訴する。刑事事件ではいわゆる神明裁判が行われた。神は無実の者を保護し有罪の者を罰すると信じられていた⁽⁸⁾。

以上のようなフィリピン固有の社会における首長とバランガイ構成員またはバランガイ構成員間の関係はスペインの植民地支配が確立すると法制度の表面から姿を消すが、一般のフィリピン人の法意識を強く規律していた⁽⁹⁾。

(2) スペイン植民地時代（1565年から1898年）

スペインがフィリピンに樹立した政府は非常に中央集権的なものであった。政府には行政と司法しかなく、立法府はなかった。というのは、スペインにおいて採択された法律、勅令、布告がフィリピンにそのまま適用されたからであった。フィリピンを統治する法律はフィリピンではなくスペインで制定されたのである⁽¹⁰⁾。

図1 19世紀のスペイン植民地下のフィリピン政府の構造



(出所) Lacsamana, L.Cruz, *Philippine History and Government*, p.69.

1567年にフィリップ二世が当時施行されていたすべての法律を収録した Nueva Recopilacion (新法全集) やチャールズ二世によるスペイン植民地法を収録した1680年の Recopilacion de las Leyes de las Indias (スペイン植民地法令集) はほぼそのままフィリピンに導入された。さらに、1805年にはチャールズ五世によって、15世紀から当時までのすべての法律を収録した Novisima Recopilacion (最新法令集) を公布したが、これもフィリピンに導入された⁽¹¹⁾。

19世紀半ばになると、スペイン本国の諸新法が直接フィリピンに適用された。1870年刑法は1888年から、民事訴訟法（1856年）、商法（1886年）、民法（1889年）、婚姻法（1870年）、抵当法（1861年）等は1889年から適用された⁽¹²⁾。

しかし、すべてのスペインの法が全面的かつ自動的にフィリピンに導入されたわけではない。民事婚を定める民法典の規定は、教会の圧力により総督令 (Decree) が出され効力を停止されるということがあった⁽¹³⁾。

(3) アメリカ植民地時代 (1898年から1935年)

米西戦争の結果アメリカがスペインに勝利し、1898年12月10日のパリ講和条約によってフィリピンの宗主国はスペインからアメリカに交代した。

法制度においても、従来の統治機構に関するスペイン法はほとんど全部廃棄された。部分的にアメリカの当局が存続を認めた規定については維持された。

個人の権利や財産に関する地域の法律、地方制度を定めたり刑罰を規定する法律は効力が存続した。

最高裁判所は当時効力があるとされたスペインの法典や特別法は維持されるとしたが、スペイン法の下でのスペインの裁判所の判決は先例としての拘束力はないとした。

アメリカの軍政下での注目すべき一般命令 (general orders) のうち、一般命令68号はフィリピンでは認められなかった民事婚を制度化した（1899年12月18日）。また、一般命令58号（1900年4月23日）は、従来のスペイン刑事訴

訟法典に代えて簡潔な刑事訴訟手続きを定めた⁽¹⁴⁾。この一般命令は法律の性格を有していた。

アメリカによる軍政は、1902年7月のフィリピン組織法が制定され、民政に移行した。フィリピン委員会が、フィリピン議会の設置まで立法権限を有した。この期間の立法は、土地所有の近代化をめざす土地登記法（Land Registration Act）や公有地法（Public Land Act）やアメリカ資本の参入を容易にする立法が多かった⁽¹⁵⁾。

1907年7月30日に第1回フィリピン議会選挙が行われた。この時期に2大政党主義などのアメリカの統治理念が導入され、英語の公用語化とともにフィリピン文化がアメリカ化した。

1916年8月のフィリピン自治法の制定により自治が拡大し、1934年3月のタンディングズ=マックダフィ法は10年後にフィリピンの独立を認めた。

(4) コモンウェルス時代（1935年から1946年）

1934年7月に憲法制定議会が招集され、1935年2月に憲法草案が成立した。同年5月の国民投票による承認を経て発効した。1935年憲法については第II節の第1項で述べるが、大統領制、二院制、基本的人権等をみるとアメリカモデルの憲法であった。同時にすでに社会権、経済権的な規定も含んでいた。

1942年から45年にかけての日本軍による占領下では、フィリピン憲法は效力を有せず、停止された⁽¹⁶⁾。

(5) 独立後の時代（1946年以降）

第2次世界大戦下の日本軍の占領によりフィリピンの独立は遅れてしまったが、1946年7月4日フィリピンは正式に共和国（Republic）として独立した。

スペインそしてアメリカによる植民地支配から脱したフィリピンは、まず実定法をフィリピンの慣習、伝統、および特質を盛り込んだものに改正することに着手した。

1947年3月20日に法典編纂委員会（Code Commission）が設けられた。同委員会は1948年に民法典草案を議会に提出し、49年6月に議会は共和国法第386号として採択し、新民法典は50年8月30日に発効した。民事法の分野において大陸法とアメリカ法の融合が進んだ。同じように関税法典、農業改革法典、国土建設法等が成立した⁽¹⁷⁾。

1965年の選挙で選ばれたマルコス大統領は1935年憲法に対する「現行憲法は植民地時代の遺産であり根本的に改正すべきだ」という批判を受けて、国民に憲法改正を約束した。71年6月1日に改憲議会（Constitutional Convention）が招集され、72年11月29日に新憲法草案が採択された。

マルコス大統領は1973年1月10日から15日まで全国3万4000カ所でバリオやディストリクトの15歳以上の全住民による市民集会（Citizen Assemblies）を開催し、新憲法草案の賛否を問うた。その結果、圧倒的多数の市民の賛成により新憲法が成立したことを73年1月17日に宣言した。

1973年憲法は、1935年憲法を徹底的に改正したわけではなく、多くの規定は1935年憲法と同じである。特色的なことはフィリピン・ナショナリズムや文化伝統の尊重も謳われていた⁽¹⁸⁾。1973年憲法についても第Ⅱ節第1項で述べるが、統治体制の点で従来のアメリカ型大統領制からイギリス型議院内閣制への大幅な転換があった。

1972年9月21日に戒厳令が布告され大統領に立法権が付与され、大統領令（Presidential Decree）を中心とする行政による立法が続いた。1981年には憲法を改正し議院内閣制から大統領制に再び統治構造を変更した。フランスのドゴール型憲法体制を導入した。

マルコス大統領による独裁体制は、1986年2月の People's Power により打倒され、アキノ政権が誕生した。体制の変革に伴い1987年憲法が制定された。

2. 法継受

スペインの植民地支配により、フィリピンに私法制度とローマカトリック教会のカノン法が導入されたが、現在でも私法におけるスペイン法の影響は色濃い。

一方、アメリカの植民地支配により、イギリスのコモン・ローの原則が導入され、公法に影響を与えた⁽¹⁹⁾。憲法については法制度のみならず法解釈においてもアメリカ法の影響が顕著である。また、商事法の領域でもアメリカ法の影響が大きい⁽²⁰⁾。労働法においてもそうである。

イスラム法はミンダナオ島において遵守されている。1973年憲法第XV条第11節は、「国は国家政策の策定および実施にあたり、国内の文化共同体の慣習、伝統、信条、利益を考慮しなければならない」と規定し、それに基づいて、1977年2月4日に Code of Muslim Personal Laws が制定された。Code of Muslim Personal Laws は、双方がイスラム教徒または男性がイスラム教徒の場合の婚姻および離婚に適用される。同法によりシャーリア地区裁判所およびシャーリア巡回裁判所が設けられている。

3. 現行法の体系

フィリピンの現行法体系を図に示すと次のようになる⁽²¹⁾。

<実体法>

・私法

A. 身分と家族関係（民法典第I巻、法令）

1. 身分
2. 婚姻と法的別居
3. 家族関係

B. 財産と財産権（民法典第II卷，第III卷，法令）

1. 財産の分類
2. 占有権
3. 所有権
4. 地役権
5. 所有権取得の方法
6. 相続

C. 債務と契約（民法典第IV卷，法令）

1. 債務
2. 契約総論
3. 特別の契約
 - a. 委託
 - b. 売買
 - c. 交換
 - d. 賃貸借
 - e. 組合
 - f. 代理
 - g. 貸付け
 - h. 手付け
 - i. 契約
 - j. 和解
 - k. 保証
 - l. 担保，抵当
4. 準契約（民法典第IV卷）
5. 準委任（民法典第IV卷）

D. 商法（商法典，商法に関する法令，例えば会社法）

- ・公法
 - A. 憲法（フィリピン憲法）
 - B. 行政法（行政法典，法令）
 - C. 刑法（刑法典，法令）

<手続き法>

- ・私法
 - 民事手続き（裁判所規則，法令，例えば裁判所法）
- ・公法

刑事手続き（裁判所規則、法令、例えば裁判所法）

以上の現行法の体系図に、労働法や社会保障法等のいわゆる社会法の位置づけがなされていない。アメリカ法とは異なり、憲法上に社会権の規定をフィリピンは有しているのであるから法体系のなかに社会法の位置づけがなされてもよいと思われるのだが不明である。

現在フィリピンには重要な法典が27ある。それは次のような法典である。
 ①民法典，②改正刑法典，③商法典，④改正行政法典，⑤歳入法典，⑥改正選挙法典，⑦關稅・税關法典，⑧農業改革法典，⑨陸上運送・税務法典，⑩建築法典，⑪森林改革法典，⑫地方税法典，⑬労働法典，⑭不動産税法典，⑮保険法典，⑯児童青少年福祉法典，⑰衛生法典，⑱水法典，⑲環境法典，⑳ムスリム私法関係法典，㉑光熱法典，㉒ココナツ産業法典，㉓会社法典，㉔多角的投資法典，㉕会計法典，㉖地方政府法典，㉗家族法典。

II 憲法総論

1. 憲法史⁽²²⁾

(1) 1935年憲法

コモンウェルス政府下で制定された1935年憲法はアメリカモデルによっている。それはタンディングズ=マックダフィ法において条件として課されていたからであり、アメリカ統治下でフィリピン人指導者の得た経験およびアメリカの政治思想や制度への親近感がある。しかし、実際の各文にはドイツ、メキシコ、イギリスという外国の憲法およびマロロス憲法から借用したものもあった⁽²³⁾。

立法府は上院と下院からなる。上院は24人の上院議員から構成され、下院は120人以下の議員から構成される。大統領には予算法案に拒否権を有する。

行政権は大統領に付託される。司法権は最高裁判所と下級裁判所にある。

1935年憲法は39年、40年、47年と3回にわたり改正されている。経済的な規定の緩和、二院制議会の創設、大統領・副大統領の任期の変更、アメリカにフィリピンと平等に自然資源の開発や公益事業の経営の承認がなされた。

(2) 1973年憲法

1946年7月4日のフィリピン独立後、当初政府は経済的な回復や平和と秩序維持に力を注いだ。少し落ち着いてきた67年3月16日には1935年憲法の改正を提案する憲法会議の招集決議が両院においてなされた。

そして、この決議が1970年8月24日に採択された共和国法6132号によって実施され、310人の代表を選ぶ選挙が70年11月10日になされた。

1971年6月1日に第1回の憲法会議が開かれ17ヶ月をかけて新憲法草案は作成された。翌日、マルコス大統領は大統領令73号を公布し、73年1月15日の国民投票を求めた。

これに対して国民投票を招集するのは憲法によって国民議会が国民投票を招集する排他的な権限があると主張して、大統領による国民投票招集を争う事件がいくつか裁判所に提起された。

また、市民集合によって新憲法草案が承認されたとするマルコス大統領の宣言の有効性を争う訴えがなされた。Javellana V. Executive Secretary, et al. 事件²⁴⁾では最高裁判所の大多数の裁判官は承認は1935年憲法の条件にも合っていないし、提案された憲章にも合っていないという見解をもちながら、「現在効力のある新憲法に対して司法上の障害は存在していない」として申立てを却下した。

1973年憲法は議院内閣制を導入した。行政の長としての首相は国会のなかから国会の全議員の過半数によって選挙され、後任の首相が選ばれれば首相は解任される。首相は大統領に対して国会の解散および総選挙の実施を助言する権限を有する。大統領は国家の象徴的な長となる。

しかし、この議院内閣制は結局まったく実施されなかった。旧来の大統領

制から議院内閣制への移行を定める1973年憲法の経過規定は現職の大統領の宣言、布告等を国家法の一部にし、同時に大統領に暫定国会を開く権限を与えた。

1976年10月の憲法改正によって、現職大統領の権限は維持され増大し、暫定立法機関が通常の立法府と同じ権限をもつものとして創設された。改正第3号により、大統領と首相の権限は現職大統領、すなわちマルコスに吸収された。

また、修正第6号の下で、大統領は戒厳令が解除されるまで立法権を行使する権限を与えられた。すなわち同号は「大統領（首相）の判断において、重大な緊急事態の存在又はその脅威が存在するか、あるいは暫定国会又は通常の国会が何らかの事由で大統領の判断で速やかな行動を必要とする事項につき十分に行行為できないときは、大統領はその緊急事態に対応するために、政令（decree）、命令（order）、通達（letters of instrument）を発することができ、それらは国家の法の一部を構成する」と規定していた。

1981年の改正は修正された大統領・議院内閣制を導入した。大統領は国家の元首であり行政の長であり、6年任期で国民から直接選ばれる。首相は国会の議員から大統領の指名に基づき国会の過半数により選ばれる。首相は内閣の長であり大臣をたばねる。

国会は首相の不信任を議決できるし、首相は一般的な信任投票を求めることができ、大統領に立法府の解散を請求できる。

また、首相を議長とし半数以上が国会議員からなる行政委員会が設置される。同委員会は大統領を補佐する。

1973年憲法は一応権力を司法、立法、行政に分立しているのだが、実際には三権分立は正確に定義されていないし、厳しく守られていない⁽²⁶⁾。

前述の大統領に立法権があることに関して Legaspi V. Minister of Finance 事件で争われた⁽²⁷⁾。最高裁判所は、「憲法解釈においてはその社会の背景を重視せねばならず、この規定が戒厳令という厳しい状況を避けながら大統領に緊急に立法権を与える」という側面から妥当であるとした。

1973年憲法は1984年にさらに次のように改正された。第1に行政委員会を廃止し副大統領職を設け大統領の後継に関して別の形式を創設した、第2に地域ではなく、圏、市、マニラ首都圏では区によって国会議員数の割当を行った。第3に公共の土地の追加的な取得の方法としての補助金、および農地改革計画は譲渡可能な公共の土地を資格のある小作人、農民、その他の土地を所有しない市民に分配することができるようとした。第4にホームレス、土地を所有しない者、低所得住民に対する都市の土地改革と社会住宅プログラムを国が行う⁽²⁷⁾。

(3) 1987年憲法

1987年憲法の詳細については第Ⅲ節で詳述するので、ここではアキノ政権の正統性が争われた事件について述べる。Lawyer's League for a Better Philippines V. Aquino 事件⁽²⁸⁾では最高裁判所は訴えを斥けて次のように述べた。「アキノ政権の正統性は司法判断の対象ではない。それはフィリピン国民が決めることである。そして国民は判断を下した。彼らはアキノ政権を受け入れている。アキノ政権は全国を効果的に統制しており、事実上の政府ではなく正当な政府である」。

2. 憲法の基本原理

1987年憲法の基本理念は、同憲法制定のために招集された憲法委員会が述べているように「生命尊重、人民尊重、貧困者尊重、フィリピン人尊重そして反独裁⁽²⁹⁾」である。

核兵器禁止、妊娠のときからの胎児の保護、特別の場合を除いた死刑廃止、基本的自律的社会制度としての家族の保護を憲法は定めており、その点で「生命尊重」である。

人民の福祉増進政策、健康とバランスのとれたエコロジーの保護、教育の優先、自由でオープンな政党制度をとおして政府への国民のより大きな参加、

部門代表、人民の団体、立法と憲法改正における発案権と国民投票を憲法は定めており、その点で「人民尊重」である。

特典を受けていない人々の苦境を緩和する社会経済政策、社会正義の促進を憲法は定めており、その点で「貧困者尊重」である。

経済、教育機関、マスメディア、宣伝、公益事業のフィリピン人による統制、投資の一定領域でのフィリピン人への留保、フィリピン国語、フィリピン固有文化の留保を憲法は定めており、その点で「フィリピン人尊重」である。

大統領の権限の制限、国会と司法の権限の強化、1人の人間または政府部門への権力集中の防止を憲法は定めており、その点で「反独裁」である。

1987年憲法の主な基本原理を指摘すると次のようになる⁽³⁰⁾。

1. 共和制および民主主義（第Ⅱ条第1節）

これには法の支配や国民主権が含まれている。

2. 国家政策の手段としての戦争の放棄（第Ⅱ条第2節）

自衛戦争は憲法上許容されている。

3. 政教分離の原則（第Ⅱ条第6節）

フィリピンはカトリック教徒の多い国であり、教会の社会的影響力は強いが、教会と国家の分離を明確に述べている。

4. 基本人権の尊重（第Ⅲ条第1節～第22節、第XIII条第3節）

自由権のみならず、第Ⅱ条第10節にいう社会正義に基づいて社会権についても規定されている。

5. 権力分立（第VI条、第VII条、第VIII条）

マルコスによる独裁からの反省に立ち、三権分立を規定している。大統領による立法は廃止された。

3. 憲法の法源

憲法の成文法源としては、1987年憲法が中心となる。それは前文および本

文18条からなる。また、憲法に付属する法律も法源となる。第I節の第3項で言及した27の法典のうち、歳入法典、改正選挙法典、地方政府法典などは1987年憲法を補充する成文法源をなしている。さらに、国際条約も批准されたものは法源となる⁽³¹⁾。

不文法源として、判例が考えられるが英米法とは少し異なっている。民法典第8条は「法律又は憲法を適用又は解釈する判決はフィリピンの法制度の一部をなす」と定めている。この規定は現行法の適用または解釈を行う判決にのみ言及しているので、判決自体は独立の法源を形成するものとみなされない。判決は法の欠缺を埋め、不明な点を明らかにし、法の明らかな矛盾を正すものとされている。最高裁判所の判決のみが判例を確立し、下級裁判所を拘束している。しかし、自身の以前の判例を変更することができる。最高裁判所の判決は制定法と同じ権威を有する⁽³²⁾。

III 統治構造⁽³³⁾

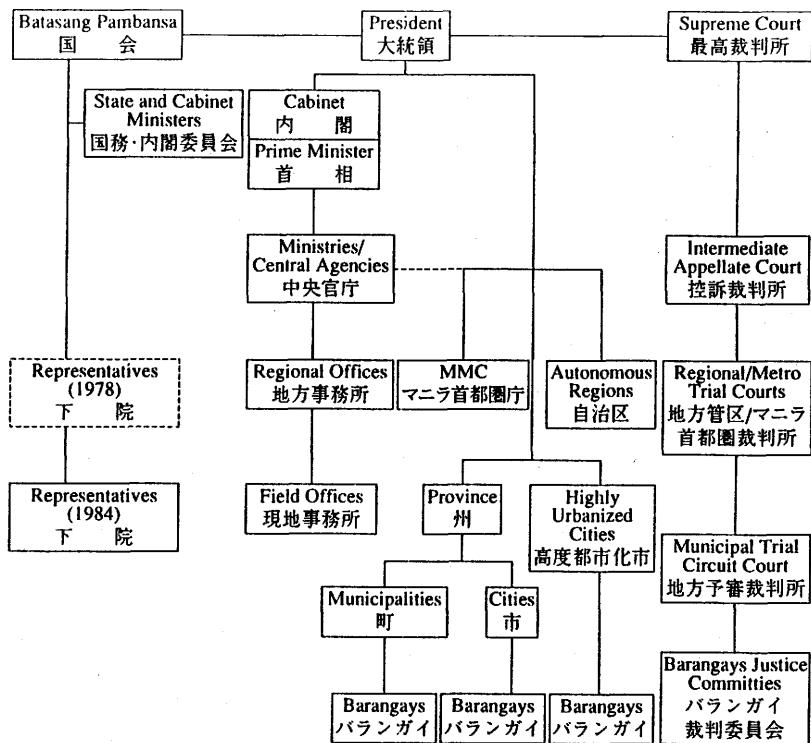
1. 立法権

(1) 議会制（第IV条）

二院制、一院制と変遷したフィリピン議会は1987年憲法により再び上院と下院の二院制に戻った。なぜ二院制に戻ったのかというと、次の理由があげられている。

1. 歴史的にフィリピンは第三共和政（1964年から71年）の下で二院制であった。
2. 2番目の院が軽率な立法に対してのガードとして必要である。
3. 二院制の立法府は利己的な利益によってたやすくコントロールされえない。
4. 上院は全国から選ばれるので地域や部門から選ばれる下院の狭い利益

図2 フィリピンの統治構造



(出所) 平石正美「「東アジアの奇跡」とフィリピンの地方分権」(『月刊自治研』第37巻第425号, 1995年2月)。

とバランスをとりうる。

5. 国家指導者のためのより広い訓練基盤となりうる。

上院は全国レベルで選ばれ、24名の議員で構成される。上院議員になるためには、出生によるフィリピン国籍者であり、35歳以上で選挙のときまでに引き続き2年以上フィリピンに居住していることが必要である。

上院議員の任期は6年である。連続2期以上在籍することはできない。

上院には表1に示すような常任委員会が設けられている。

下院は250名を超えない議員から構成される。住民数に応じて県、市、マ

表1 上院の常任委員会

(1)規則	(19)選挙と国民参加
(2)財務	(20)地方政府
(3)道路と財産	(21)都市計画, 住宅, 再定住
(4)国家防衛と安全	(22)公共サービス
(5)公務員の責務と調査 (ブルーリボン)	(23)公共情報とマスメディア
(6)経済問題	(24)銀行, 金融機関, 為替
(7)外交関係	(25)政府企業と公共企業
(8)正義と人権	(26)憲法改正, 法典や法律の見直し
(9)農業と食糧	(27)女性と家族関係
(10)農地改革	(28)公務員と政府組織
(11)貿易と商業	(29)文化コミュニティ
(12)公共事業	(30)倫理と特典
(13)労働, 雇用, 人的資源開発	(31)会計
(14)教育,芸術,文化	(32)青年とスポーツの発展
(15)健康	(33)ゲームと娯楽
(16)天然資源とエコロジー	(34)観光
(17)科学と技術	(35)地方開発
(18)社会正義, 福祉, 開発	

ニラ都市圏の国會議員選挙区に割り当てられた議員と、登録された国、州、地方の政党会派による政党名簿方式によって選出された議員とから構成される。

下院議員の資格は、出生によるフィリピン国籍を有し、選挙のときに25歳以上で、政党名簿制議員の場合を除き、自分の選挙区の有権者であって、選挙のときまでひき続き1年以上その選挙区に在住していることが必要である。

議員は次の行為が制限される。

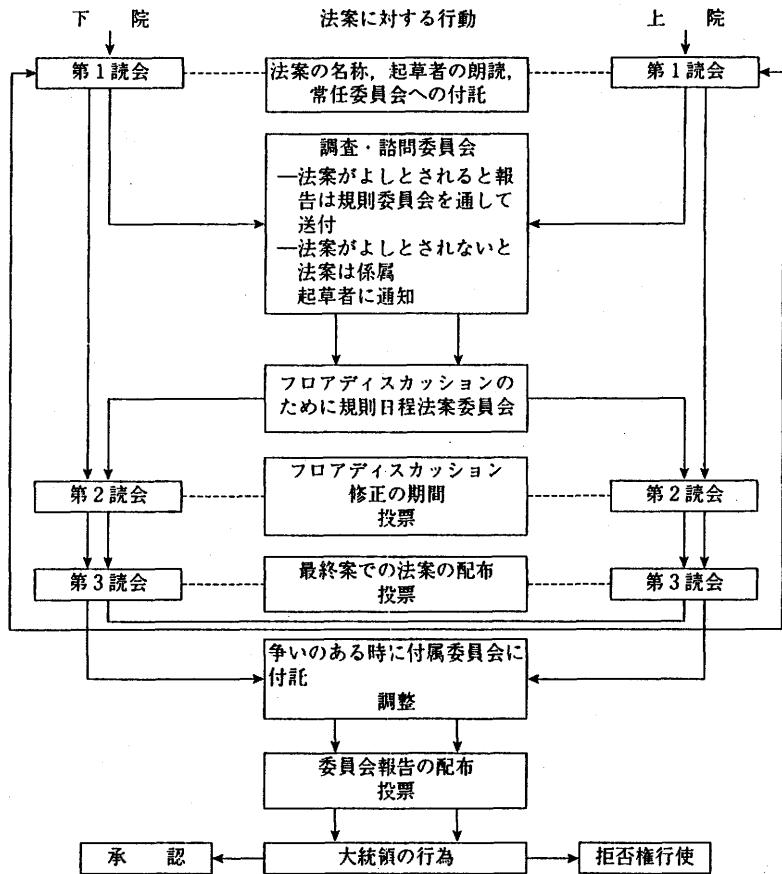
1. 政府の他の部門における地位や雇用を維持できない。例えば、上院議員は内閣のメンバー、裁判官、軍部のメンバーになれない。
2. 政府契約、政府の許可、特別の利益から経済的に利益を得てはならない。
3. 裁判所等で弁護士として出廷することはできない。

国会の権限と義務は次のようにある。

1. 法律を作ること、決議を可決すること。
2. 政府の年次予算を承認すること。

3. 他の国々との条約を批准すること。
4. 戦争を布告すること。
5. 政府の仕事についての公の利益にかかわる問題を明らかにし調査すること。

図3 フィリピンの立法過程



(出所) Velasco, Renato & Mahiwo, Sylvano, *The Philippine Legislative Reader*, Great Books Publishers, 1989, p.98.

6. 大統領、最高裁判所判事、憲法会議のメンバーの弾劾事件を審理し決定すること。
7. 憲法改正を提案すること、または憲法会議を招集すること。
8. 大統領選挙のあとで大統領と副大統領についての投票を確認すること。
9. 大統領の布告した戒厳令を取り消すことまたは拡張すること。
10. 選挙裁判所をとおして、議員に関する選挙についての抗議事件を決定すること。

11. 指名委員会をとおして、大統領によってなされた指名を承認すること。
フィリピンの立法過程を図示すると図3のようになる。両院によって採択された法案は大統領に提出される。大統領は承認すれば署名する。そして番号を付され官報に公表される⁽³⁴⁾。

大統領が法案を承認しない、または拒否権を発動するときは、再び法案を議会に戻す。もし、各議院の総議員の3分の2の賛成があれば拒否権に対抗でき法案は採択される。

議会は、毎年7月の第4番目の月曜日に始まり翌年の6月に終わる。大統領は緊急に必要と考えるとき特別会を招集する。

現在のフィリピンの議会制度について何か問題はないのだろうか。1995年11月24日にインタビューした上院の立法秘書官の Demaree J. B. Raval 氏は、上院と下院が地理的に離れているので運営上大変不便であるとのことであった。

(2) 選挙制（第V条）

1973年憲法では強制選挙が規定され、投票しなかった人は処罰された。しかし、1987年憲法は強制選挙を採用していない。

選挙人資格は次のようになっている。

1. フィリピン国民
2. 18歳以上
3. 選挙前1年以上フィリピンにおり、少なくとも6カ月当該選挙区に住

居すること。

1987年憲法は海外にいるフィリピン人の不在者投票や障害者・非識字者の投票について定めており、法律によって選挙権を保障する予定である。

選挙を監視する憲法上の組織として選挙委員会 (Commission on Elections) がある。

(3) 国民投票（第IV条第32節）

1987年憲法第IV条第32節は、国会は国民発案および国民投票に関する制度の規定を定めなければならないと定めている。それを受け、1989年8月4日に共和国法6735号として、「国民発案及び国民投票法」が制定された⁽⁵⁾。

国民発案は、国民が憲法改正を提案したり、その目的のためになされた選挙をとおして法律を制定する権限であり、次の三つのシステムがある。第1に、憲法改正を提案する請求を付託する憲法に関する国民発案。第2に、国家法を制定する提案の請求を付託する国民発案。第3に、地域やバランガイの法、決議、命令を制定する提案の請求を付託する国民発案。

国民投票は、その目的のために招集された選挙をとおして法律を承認または拒否する有権者の権限であり、二つのシステムがある。第1に、国会の採択した法律の全部または一部を承認する請求を付託する法令の国民投票。第2に、地方会議や地方の立法機関の施行した法律、命令を承認または拒否することを付託する地方の法律の国民投票。

国民発案と国民投票の権限は、国、地方、バランガイのすべての登録された有権者によって行使される。

国民発案または国民投票の権限行使のためには、全登録有権者の少なくとも10%および各選挙区で登録有権者の少なくとも3%の賛成を得て、申請がなされうる。

1987年憲法の国民発案は全登録有権者の少なくとも12%および各選挙区で登録有権者の少なくとも3%の賛成が必要である。国民発案は1987年憲法の承認から5年以降になしえ、以後5年ごとに1回である。

国民発案または国民投票が提案されて、国内法の制定、承認、改正、拒否の提案が付託され、有権者の過半数の賛成を得ると、次のような効力を発する。

国内法の制定、承認、改正の場合は、官報もしくはフィリピンの全国紙に掲載して15日で効力を発する。国内法の拒否の場合は、同様に15日以内に廃止される。

有権者の過半数の賛成を得られない場合は国内法の効力は変わらない。

憲法および地方の法律についての国民発案に関しても同様の効力を発する。

2. 行政権

(1) 大統領制（第IV条）

1987年憲法第VII条第1節は行政権は大統領に属すると定める。このように大統領は行政部門を監督し、法律の施行を保証する。

大統領は出生によってフィリピン国籍を有し、選挙権を有し、選挙のときに40歳以上でなければならない。さらに選挙前10年以上フィリピンに住んでいなければならない。

大統領は直接国民により選挙される。任期は6年に限定され、再選は認められない。選挙の結果は両院の面前で上院議長が確認する。2名以上の同票者があるときは両院の過半数によって決定する。

大統領選挙に異議のあるときは、最高裁判所が判断を行う。

大統領は次のような権限を有している。

1. 行政の長として、国家法を施行すること。法律を施行する行政命令を出すことができる。
2. 議会または公衆に対して法案を提案すること。
3. 政府の歳入・歳出の予算を議会に付託すること。
4. 公務員や軍人を指名すること（最高裁判所判事、内閣秘書官等）。

5. 国の外交政策を決定すること。議会の承認を得て、大使や外交官を任命すること。議会の同意を得て、外国と条約や協定を結ぶこと。
6. 議会の法案に拒否権を発動すること。
7. 弾劾の場合を除いて、特赦、死刑執行猶予、減刑を行い、罰金を免除すること。議会の同意を得て、アムネスティを行うこと。
9. 国家に対する不法な暴力、暴動、反乱、差し迫った危険を防ぎ鎮圧するために国軍の指令官になること。60日を超えない戒厳令の下でフィリピン全土または一部での人身保護令状を停止すること。
10. 好ましくない外国人を国外に追放すること、労働、農業、国家的紛争を調停すること、国際会議にフィリピンを代表すること、表彰または栄誉をもって公務員または民間人を表彰すること。

1987年憲法は、マルコス前大統領の権限の濫用から学んで、大統領の権限を制限している。それは次のような制限である。

1. 大統領、副大統領、内閣秘書官、およびその補佐官と助手は任務中いかなる官職も仕事の口も持ってはならず事業を行ってはならない。公の義務と私的な利益との間の利害の対立を避けるためである。
2. 大統領の4親等以内の親戚や配偶者は憲法会議委員、内閣秘書官等として任命されてはならない。
3. 大統領は緊急の場合を除いて、次の大統領選挙の前2ヶ月および任期のおわりに任命をしてはならない。
4. 戒厳令布告後48時間以内に、大統領は議会に報告をしなければならない。議会は戒厳令の期間を短くしたり、布告を撤廃できる。
5. 大統領は、たとえ緊急の場合でも憲法を停止したり、議会を廃止したり、裁判所を入れ替えたりできない。
6. 戒厳令または人身保護令状の停止は議会の承認があったときにのみ延長できる。
7. 金融委員会および他の法律の規定と一致する場合にのみ外国からの債務を契約したり保証する。金融委員会は四半期ごとに議会に債務の報告

を行う。

8. 鉱山または石油資源に関する契約については議会に通知する。

9. 大統領が任期中に弾劾されるとき、訴訟免除は適用されない。

大統領および副大統領が弾劾されるのは次のような場合である。

1. 憲法違反

2. 大逆

3. 贈収賄

4. 汚職

5. 他の重い罪

6. 背信

1987年憲法では1974年憲法よりもより多くの弾劾理由がリストされている。

下院または市民は弾劾の申立てをすることができる。下院でそのとおりだとされた場合は上院の審理に付される。上院のみが弾劾事件を審理し決定を下す権限を有する。

(2) 行政組織

図2に示したように、中央官庁の下に地方事務所、現地事務所という組織になっている。

表2 フィリピンの行政官庁

1. 外務省	14. 工業省
2. 防衛省	15. 農地改革省
3. 司法省	16. 公共事業省
4. 大蔵省	17. 公共高速道路省
5. 貿易省	18. 人的定住と地質省
6. 観光省	19. 経済問題省
7. 労働雇用省	20. 法務省
8. 公共情報省	21. 社会事業・開発省
9. 予算省	22. 健康省
10. 教育・文化省	23. 国家食品局
11. 天然資源省	24. イスラム問題省
12. 農業省	25. 青年スポーツ開発省
13. 運輸・コミュニケーション省	

現在のフィリピンの行政官庁は表2に示すように25省ある。

各省庁には大統領の任命する長官（Secretary）が1名おかれる。長官は1人または複数の副長官によって補佐される。副長官は同じく大統領が任命し、その他の公務員は長官が任命する。1987年憲法の下では大統領の任命は任命議会委員会の助言と同意に従う。長官は大統領に対して直接責任をもつ。

公務員の任命は競争試験によって決められメリットと適性によって決められる。しかし政策決定、機密性のある地位については、このメリット・ルールによらない。

公務員は次のような特典を有する。

1. 仕事に対して定期的な給料、65歳の定年に達したときは政府保険機構（GSIS）から適切な退職給付を得る。
2. 病気になったときは、病院や医療費の一部を負担してもらえる。
3. 法律に定める理由以外では職務を解かれたり停止することはない。

公務委員会は、1人の委員長と2人の委員からなり、政府の公務員を監督する。公務のモラル、効率、高潔さを高める措置をとる。公務員試験を監督し合格者を認める。

3. 司法権（第VII条）

フィリピンの司法は次のような特色を有している。

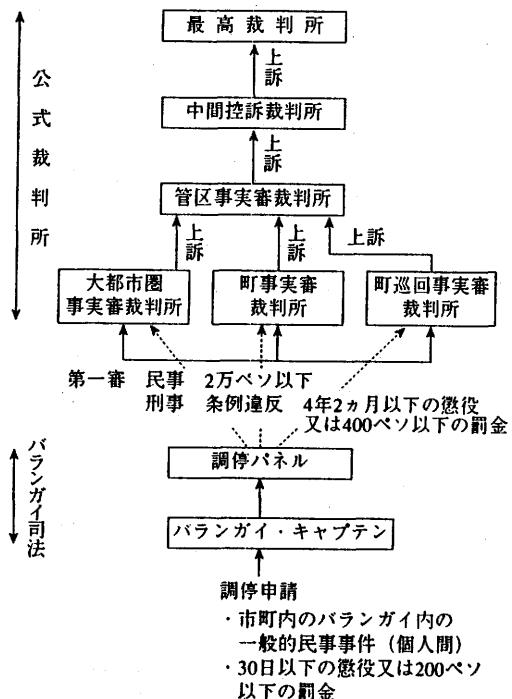
1. 裁判所は、争訟を解決する義務があり、政治問題を含んでいるという理由で却下することはできない。
2. 最高裁判所および下級裁判所の裁判官は裁判官としてふさわしくない行為がないかぎり、定年までその地位にとどまることができる。
3. 最高裁判所および下級裁判所の裁判官は法律で定める年俸を受け、減額されることはない。
4. 裁判所は、事件を一定の期間内に処理しなければならない。
5. 裁判官は、独立の法曹協議会の推薦に基づき任命される。

(1) 裁判所制度

フィリピンの裁判所制度を図で示すと、図4のようになる。1980年の裁判所組織法によると、以下のような通常裁判所がある。(1)最高裁判所、(2)中間控訴裁判所、(3)管区事実審裁判所、(4)大都市圏事実審裁判所、(5)町事実審裁判所。これに加えて、税金控訴裁判所と Sandiganbayan という二つの特別裁判所がある。さらに、1987年憲法は、法曹協議会と Tanodbayan という二つの特別の法的機関を定めた。

前者は最高裁判所の監督下にあり、最高裁判所長官、法務長官、議員、弁護士会からの弁護士、法律教授、最高裁判所の退職裁判官、市民から構成さ

図4 フィリピンの裁判所制度



れる（各1名）。主な任務は裁判所に任命候補者を選別し推薦する。

後者は1978年6月11日の大統領令により創設されたが、現在では憲法によって正当化されている。オンブズマンのことであり、政府内の贈収賄や汚職事件を調査する。Sandiganbayanに贈収賄事件を提起する検察官の役割を演ずる。

政府職員から贈収賄や汚職の被害を受けている個人は Tanodbayan に直接手紙で申し立てができる。以下、各裁判所について簡単にみていく。

（イ）最高裁判所

最高裁判所はフィリピンの最上位の裁判所である。裁判長と14名の裁判官から構成されいずれも大統領によって任命される。

最高裁判所判事に任命されるためには、次のような資格が必要である。①出生によってフィリピン国籍を有していること、②40歳以上であること、③15年以上の法律実務の経験をもつ裁判官であること。

最高裁判所はマニラにあり、夏期のみバギオ市で開廷する。

裁判官は70歳が定年である。議会により弾劾に付された場合のみ任期途中で罷免される。

最高裁判所は次のような権限を有している。

1. 大使、公使、領事に関する法的事件を審問し、移送命令、禁止命令、執行命令、審問命令、人身保護令状についての申立てを検討する。
2. 憲法を解釈し、憲法と矛盾するときは条約、行政命令、立法を無効と宣言する。
3. 下級裁判所の判決審理の最終審理をする。
4. 終身刑と死刑の宣告に対する控訴を審理する。
5. 裁判官のより長期滞在の同意が得られないときは、6ヵ月を超えない期間下級裁判所の裁判官を他の土地に一時的に任命する。
6. 審理の場所の変更を命令する。
7. 公務員法に従って裁判所職員を任命する。

8. 下級裁判所の裁判官を懲戒したり、または解任すること。
9. 裁判手続きおよび慣行の規則を公布する、貧困者に対する法律扶助についての規則を公布する。

(ロ) 中間控訴裁判所

以前は控訴裁判所と称した。裁判長と49名の裁判官から構成される。いずれも大統領により任命される。

(ハ) 地方事実審裁判所

以前は第一審裁判所と称した。13の地方に各一つずつある。

(ニ) 首都圏事実審裁判所

以前の市裁判所と町裁判所を統合したものである。経済的な理由から統合された。

(ホ) 税金控訴裁判所

裁判長および2人の裁判官より構成される。財産や事業に税務署より課される税額に異議のある市民や会社による税金に関する控訴事件を排他的に扱う。この裁判所の判決が最終である。

(ヘ) Sandiganbayan (サディガン・バヤン、公務員犯罪裁判所)

特別の贈収賄を取り締まる裁判所である。政府職員による贈収賄や汚職事件を裁く。マニラにあり、裁判長と8人の裁判官から構成される。最高裁判所に控訴できる。

(2) 違憲立法審査権 (第73条第1節、第4節、第5節)

1987年憲法は、裁判所の違憲立法審査権を定めている。合憲性の問題を主張するためには次のような条件を満たさなければならない⁽³⁶⁾。

- (イ) 問題が実際に生じており重大なものであること。単なる仮定ではないこと。
- (ロ) 法律の施行によって直接的に影響を受ける個人的実質的利益を有する適切な当事者から起こされていること。
- (ハ) 合憲性の問題が初期に提起されること。

(二) 合憲性の問題が当該事件の本質であること。

(ホ) 例外的な場合を除き合憲性の問題は通常の訴訟においてのみ提起されうこと。

さらに、違憲立法審査権には次のような制約がある。合憲性の推定が働くこと。政治問題は裁判所の管轄外であるが、権力濫用の場合は別であること。政治問題は主権を有する国民が決めることがあるからである。裁判所は、法律施行の背後にある理由を問題とすることはできないし、立法過程の不正を問うることもできないこと。違憲とするためには審査に加わった最高裁判所判事の少なくとも過半数賛成を必要とすること。

違憲とされた法律、行政命令、条例は、法的権利や義務の根拠とはならなくなる（民法典第7条）。

下級審裁判所も違憲立法審査権を有している。

IV 結 語

フィリピンは、アジア諸国の中で民主的な憲法を有し、司法、立法、行政の各機関も整備されていることが注目される。マルコス体制下では、ナショナリズムの台頭のなかアメリカモデルからの脱却がはかられ、開発独裁の体制がとられた。

発展途上国は経済発展を第一目標とし、そのために民主化を後回しにして開発独裁の体制の下で経済政策を進めている。そのために憲法制度は開発独裁をサポートする統治構造を有し、そして基本的人権の制約がなされている。フィリピンの場合は、開発独裁下ではむしろ経済成長は破綻し、経済発展を阻害してしまった。

1987年憲法は再びアメリカモデルに戻り、独裁を排する民主的な憲法制度を持った。アキノ政権下ではうまくいかなかったがラモス政権の下では徐々にフィリピン経済は持ち直した。独裁を排するために大統領の任期を6年と

し再選を憲法は禁止しているが、憲法を改正してラモス大統領の任期を延長しようという動きがある。

大統領の再選禁止とした憲法の立法趣旨が現実の利害のために忘れ去れらようとしている。フィリピンの憲法制度は、制度としての卓越性とそれに対する現実の乖離という矛盾を常にかかえている。

- 注(1) Gamboa, Melquiades J., *An Introduction to Philippine Law*, 7ed., Central Lawbook Publishing, 1992, p.59.
- (2) 安田信之『フィリピンの法・企業・社会』アジア経済研究所, 1985年, 25ページおよび42ページの注(1)。
- (3) レナト・コンスタンティーノは、『フィリピン民衆の歴史Ⅰ』(勁草書房, 1978年)において第9章で初めてフィリピン人という言葉を用いている。1872年のカビテ暴動に続くスペインによる弾圧の結果、クレオーレ、メステイソ、原住民の三つの集団は一つのフィリピン民族として発展しつつある自覚をもつようになった(197ページ)。
- (4) 同上書, 38~40ページ。
- (5) Lacsamana, Leodivico Cruz, *Philippine History and Government*, Phoenix Publishing House, 1995, p.32.
- (6) レナト・コンスタンティーノ『フィリピン民衆の……』48~52ページ。
- (7) Zaide, Sonia M., *Philippine History and Government*, All-Nations Publishing, 1994, p.39.
- (8) Lacsamana, *Philippine History*……, p.36 および Ibid., p.39.
- (9) 安田信之『フィリピンの法……』28ページ。
- (10) Lacsamana, *Philippine History*……, p.61.
- (11) 安田信之『フィリピンの法……』31ページ。
- (12) 萩野芳夫「フィリピンの社会と法(1)」(『法の支配』第84号, 1991年5月) 25ページ。
- (13) 安田信之『フィリピンの法……』31ページ。
- (14) Gamboa, *An Introduction*……, pp.72~73.
- (15) 池端雪浦「東南アジア基層社会の一形態——フィリピンのバランガイ社会について——」(『東洋文化研究所紀要』第54冊) 96~101ページ。
- (16) Nolledo, Jose N., *The New Constitution of the Philippines Annotated*, National Book Store, 1991, p.6.
- (17) 山崎公士「フィリピンの法制度」(山崎利男／安田信之編『アジア諸国の法

- 制度<改訂版>』アジア経済研究所, 1982年) 150~151ページ。
- (18) 安田信之『フィリピンの法……』39ページ。
 - (19) Cortes, Irene R. "Philippine Law and Status of Women," in *Law and the Status of Women*, Centre for Social Development and Humanitation Affaires, U. N., 1977, pp.229~235.
 - (20) 安田信之『フィリピンの法……』99ページ。
 - (21) *Ibid.*, pp.84~86.
 - (22) 1935年憲法, 1973年憲法, 1984年憲法の条文を一覧し比較するものとして, Comparative Study of the, 1987, 1973 and 1935 Philippine Constitutions, U. P. Law Complex 1988, がある。
 - (23) Feliciano, Myrna S., "The Philippine Constitution its development, structures, and processes," in SISON, Carmelo V., *Constitutional and legal systems of ASEAN Countries, The Academy of ASEAN Law and Jurisprudence*, U. P. Law Complex, 1990, p.184.
 - (24) G. R. Nos, 36164-65, 36236 & 36283, March 31, 1973, 50 SCRA 30 (1973).
 - (25) Feliciano, "The Philippine Constitution……," pp.186~187.
 - (26) 115 SCRA (1982-7-24) pp.418~498.
 - (27) Feliciano, "The Philippine Constitution……," pp.187~188.
 - (28) G. R. Nos, 73748, 73972 and 73900, May 22, 1986.
 - (29) Primer: The Constitution of the Republic of the Philippines 26 (1986).
 - (30) Nolledo, *The New Constitution*……, pp.85~89.
 - (31) *Ibid.*, pp.80~89.
 - (32) Gamboa, *An Introduction*……, pp.12~13.
 - (33) 主に Zaide, *Philippine History*……, pp.208~222 によっている。
 - (34) Velasco, Renato and Mahiwo, Sylvano, *The Philippine Legislature Reader*, Great Books Publishers, 1989, pp.96~97.
 - (35) Nolledo, Jose N., *The New Constitution*……, pp.545~552.
 - (36) *Ibid.*, pp.685~691.

<参考文献>

●邦 文

- (1) レナト・コンスタンティーノ『フィリピン民衆の歴史 I ~ IV』勁草書房, 1978年。
- (2) 安田信之『フィリピンの法・企業・社会』アジア経済研究所, 1985年。
- (3) 安田信之『アジアの法と社会』三省堂, 1987年。
- (4) 安田信之『ASEAN法』日本評論社, 1996年。

- (5) 山崎利男／安田信之編『アジア諸国の法制度〈改訂版〉』アジア経済研究所, 1982年。
- (6) 萩野芳夫「フィリピンの社会と法(1)～(7)」(『法の支配』第84号～第92号)。
- (7) 萩野芳夫「フィリピンの憲法の構造と特徴」(『関東学院法学』第1巻第1号, 1991年12月)。
- (8) 中川剛「東南アジアの憲法状況②——フィリピン」(『ジュリスト』第1004号, 1992年7月)。
- (9) 中川剛訳「和訳・フィリピン1987年憲法」(『広大法学』第11巻第1号)。
- (10) 「フィリピン共和国新憲法(1973年憲法)」(『外国の立法』第12巻第6号)。

●英 文

- (11) Gamboa, Melquiades J., *An Introduction to Philippine Law*, 7ed., Central Lawbook Publishing, 1992.
- (12) Lacsamana, Leodivico Cruz, *Philippine History and Government*, Phoenix Publishing House, 1995.
- (13) Zaide, Sonia M., *Philippine History and Government*, All-Nations Publishing, 1994.
- (14) Leuterio, Florida C., *Philippine History and Government*, St. Augustine Publications, 1993.
- (15) Comparative Study of the 1987, 1973 and 1935 Philippine Constitutions, U. P. Law Complex, 1988.
- (16) Feliciano, Myrna S., *The Philippine Constitution its development, structure and process*, in SISON, Carmelo V., Constitutional and legal system of ASEAN countries, The Academy of ASEAN Law and Jurisprudence, U. P. Law Complex, 1990.
- (17) Bernas, Joaquin G. S. J., *Constitutional Structure and Powers of Government, Notes and Cases*, Rex Book Store, 1991.
- (18) Nolledo, Jose N., *The New Constitution of the Philippines Annotated*, National Book Store, 1990.
- (19) Bernas, Joaquin G. S. J., *The Constitution of the Republic of the Philippines*, Rex Book Store, 1987.
- (20) Cortes, Irene R., Magallona, Merlin M., Feliciano, Myrna S., *Philippine Manual of legal citations*, U. P. LAW Complex, 1994.
- (21) Puno, Ricarda C., "The Justice System in the Philippine," *ASEAN Law and Society*, Vol.I, No.2, July-December 1986.
- (22) Cortes, Irene R., "Philippine Law and Status in Women," in *Law and the Status of Women*, Centre for Social Development and Humanitation Affairs,

U. N., 1977.

●法律雜誌

Ateneo Law Journal

Baguio Colleges Foundation Law Journal

Commission on Audit Journal

Criminal Justice Journal

Diplomats Review

Far Eastern Law Review

Filippine Lawyer

Foreign Relations Journal

Foundation Law Review

Francisco College Law Journal

Journal of the Constitutional Convention of the Philippines

Journal of the Integrated Bar of the Philippines

Judges Journal

Jurisprudence

Labor Review

Lawyers Review

Lyceum of the Philippines Law Review

M. L. Q. University Law Quarterly

Mindanao Law Journal

Monthly Business & Tax Bulletin

PHILCONSA Journal

Philippine Journal of Industrial Relations

Philippine Journal of Librarians

Philippine Journal of Public Administration

Philippine Labor Relations Journal

Philippine Law Gazette

Philippine Law Journal

Philippine Law Report

Philippine Yearbook of International Law

Philippine Judicial Weekly

San Beda Law Journal

S. E. C. Bulletin

Siliman Law Journal

Studies on Philippine Labor

Tala Industrial Relations Bulletin

Tax Monthly

University of San Carlos Law Review

University of Santo Tomas Law Review

University of the East Law Journal

University of Manila Law Gazette

World Bulletin

ASEAN Law and Society